

国立大学法人東京医科歯科大学特命教授の称号付与規則

〔平成27年3月10日〕
規則第 20 号

(趣旨)

第1条 国立大学法人東京医科歯科大学特命教授（以下「特命教授」という。）の称号の付与は、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において、特命教授とは、国立大学法人東京医科歯科大学非常勤講師に関する規則（平成24年規則第5号）により委嘱された非常勤講師に付与する称号をいう。

(基準)

第3条 特命教授の称号は、次の各号の一に該当する者に付与する。

- (1) 大学院博士課程における研究指導に欠かせないと学長が認める者
 - (2) 国等の学術研究機関がプロジェクト研究等を実施するにあたり、引き続きプロジェクト推進に欠かせないと学長が認める者
 - (3) 前各号に定めるもののほか、本学の教育研究に特に必要であると学長が認める者
- 2 前条の規定にかかわらず、非常勤講師以外の者で、前項各号の一に該当し、称号を付与することが相当であると学長が特に認めた者については、特命教授の称号を付与することができる。

(選考方法)

第4条 特命教授の選考は、職務に関連のある推進協議会又は戦略会議からの推薦に基づき学長が行う。選考において、学長は、必要に応じて役員会に意見を求めることができる。

(制限)

第5条 特命教授は、職務に関連のある学部等の教授会又はこれに代わる会議（以下「教授会等」という。）に出席することができない。ただし、部局等の長が特に必要があると認めるときは、教授会等の議を経て、加えることができる。

(施設等)

第6条 特命教授には、学長が必要と認める場合には、教育研究等に必要な施設及び設備を使用させることができる。

(文書による明示)

第7条 特命教授を称せしめる場合には、別紙様式の文書にその旨を明記して本人に了知させるものとする。

附 則

この規則は、平成27年3月10日から施行し、平成27年3月1日から適用する。

附 則（令和４年１０月１３日規則第１３８号）
この規則は、令和４年１０月１３日から施行し、令和４年１０月１日から適用する。

別紙様式（第７条関係）



（氏 名）

国立大学法人東京医科歯科大学特命教授の名称を付与する

付与の期間は 年 月 日までとする

年 月 日

国立大学法人東京医科歯科大学長